

一般国道 1 号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業

実施方針、要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答

令和5年9月7日

中部地方整備局

実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	2	1	1.1	(6)	a)			a)開業準備	旅客案内システム、バース毎のデジタル情報案内板等設置は行政負担での整備、設置を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおり、行政(国)の負担として整備・設置を行います。 なお、旅客案内システム等のソフト整備及び更新等は事業者負担とします。
2	2	1	1.1	(6)	b)	①		b)①維持管理業務	建築整備点検保守管理業務(バス管制設備を付含む)とは具体的にどのような機器が対象になるでしょうか。	要求水準書(案)「2.6 運営権設定対象施設に関する事項」及び同「5.2.2 建築設備点検保守管理業務」に示すとおりです。 その他、事業者独自で設置するバス管制設備等も対象とします。
3	2	1	1.1	(6)	b)	②		b)②運営業務	委託禁止の業務はありますでしょうか。	運営業務のうちの「料金徴取業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」について、再委託することはできません。
4	2	1	1.1	(6)	b)	②		b)②運営業務	停留料に上限はない理解でよろしいでしょうか。	停留料金の上限や下限は設定していませんが、実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
5	2	1	1.1	(6)	b)	②		b)②運営業務	危機管理対応業務について、災害時の備蓄確保が想定されていると思いますが、保管責任や費用については行政で負担するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書6.2.8⑧に記載のとおり、事業者の業務として責任をもって別添資料7に示す備蓄品を適切に維持管理してください。 なお、費用については国が負担するものとし、実施方針「1.1(11)費用負担」に示すとおり、運営費・維持管理費による支出と収入の差額をサービス購入料として国が事業者に支払います。
6	3	1	1.1	(6)	c)			c)利便増進事業	国にお支払いする占有料について、実施方針では募集要項等の公表時にお示しいただけることとなっておりますが、参加の検討をするにあたり、現時点の想定でもよいので、質問・意見書回答時にお示しいただけますでしょうか。	占有料は0円となります。
7	3	1	1.1	(6)	c)			利便促進事業	『あらかじめ国との協議が成立することを条件』とありますが、具体的な協議の内容(例:テナント業種・営業時間等)についてご教示願います。また、協議が成立しないと考えられる例をご教示願います(国が想定していた営業時間よりも短い等)。	道路法に基づく占用許可要件や要求水準書(案)「7.利便増進事業」で示す内容等を踏まえ、「利便促進事業」として適切か否かを協議により確認します。 協議が成立しないと考える例については、実施方針「1.1(6)c)利便増進事業」に記載のとおりです。
8	3	1	1.1	(7)				荷捌き・臨時バス乗降スペース	荷捌き・臨時バス乗降スペースは特定車両停留施設ではなく、運営権設定対象施設には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	3	1	1.1	(7)				荷捌き・臨時バス乗降スペースの取り扱い	荷捌き・臨時バス乗降スペースの取り扱いについて、こちらの場所は平時利用中でないことを確認できれば、路線バスの折り返し待ちの待機所としても使用は可能でしょうか。	平時のバス待機所としての利用はできません。 中央通り再編基本計画「第2章2-2-Ⅲ. 歩行者動線・各種車両動線の設定 バス・タクシー動線」 「第2章2-2-V. 交通施設配置」において、西広場が路線バスの待機所として公表されています。
10	3	1	1.1	(8)				事業期間	現在事業期間は30年と設定されておりますが、昨今の物価高騰や不安定な社会情勢の中、適宜情勢に合わせ、事業期間中でも年毎、または、数年毎契約内容の見直しは可能でしょうか。	契約内容の見直しは行いませんが、物価高騰や需要変動によるサービス購入料の改定や調整を実施契約書(案)に記載することを想定しています。 詳細については、募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
11	3	1	1.1	(9)				運営権対価の支払い	現在運営権対価は0円で設定されておりますが、その為今回は評価における金額点において、運営権対価に関する者は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	4	1	1.1	(10)				事業者の収入	a)に関して、停留料金の設定方法に決まりはあるか	実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、「交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン」に示す基準等を参考に、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
13	4	1	1.1	(10) (13)				事業者の収入	(10) b)に関して、(13)の規定にかかわらず、バス利用が無い時間帯に、特定車両停留施設でキッチンカーの営業を行わせることなどが可能との認識でよいか	実施方針「1.1.(13)特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)」における車両以外の乗り入れは制限されます。 そのため、車両以外の方法(ワゴン販売等)による営業を検討してください。
14	4			(10)	a)			a)停留料金の設定および收受	新規バス会社や路線の誘致にあたり停留料の値引き設定は可能でしょうか。	停留料金の割引は可能ですが、事業者において、実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、運営業務を圧迫しない範囲で、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
15	4			(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料の設定可能範囲について、バス運行事業者への参考意見聴取等はされておりますでしょうか。	近鉄四日市駅周辺における現状のバス運用事業形態については参考意見を聴取しています。
16	4	1	1.1	(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料金の設定について、記載の条件を充足する範囲内というのは、何円～何円の範囲となるでしょうか。事業者が、条件に抵触しないと判断し料金設定し、受託した後に条件に反するとした場合、事業の遂行が困難となるため、目安をご教示いただければと存じます。	停留料金の上限や下限の目安等はありませんが、実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
17	4	1	1.1	(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料設定に関して、質問、意見書の回答時に現行停留料金の情報は開示頂くことは可能でしょうか。	現状の停留料金に関する資料を募集要項公表時に守秘義務資料として貸与します。
18	4	1	1.1	(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料設定に関して、公募前にバス事業者と料金設定についての対話の場を設定または、料金についての各バス事業者の意見を頂き、公表いただくことは可能でしょうか。	国が、公募前にバス事業者と料金設定についての対話の場を設ける予定はありません。
19	4	1	1.1	(10)	b)			b)その他の利用料金の設定及び収受	利便施設のテナントについて、提案時の内容に限らず運営期間中柔軟に変更することは可能でしょうか。	可能です。 なお、変更する際は要求水準書(案)「7.1 基本的な考え方」の内容を順守してください。
20	4	1	1.1	(11)				図 サービス購入料の構成のイメージ	事業者が国へ納付する占用料は、図中の運営費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	占用料は0円となるため、運営費には含みません。
21	4	1	1.1	(11)				サービス購入料の算定について	「図 サービス購入料の構成のイメージ」では支出として、運営費と維持管理費が記載されておりますが、開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用やSPCとしての利益等も、サービス購入料の算定に用いることは問題無いという理解でよろしいでしょうか。	開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用については、サービス購入料には含まず、事業者自らの負担とします。 SPCの利益は、運営費及び維持管理費に含むものとします。 開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用については、事業者自らの負担により実施してください。
22	4	1	1.1	(11)				費用負担	サービス購入料の提案額について、募集要項等公表時に示す上限額を超えてはならないとありますが、昨今の物価や人件費の高騰が目まぐるしく変化する中、毎年か数年ごとに現状に合わせた見直しや金額変更の協議は行えるのでしょうか。	契約内容の見直しは行いませんが、物価高騰や需要変動によるサービス購入料の改定や調整を想定しています。 詳細については、募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
23	5	1	1.1	(11)				費用負担	維持管理費の算出するために必要な現時点で想定される図面一式(意匠図・機械設備図・電気図)は公募時に公表されるという認識でよろしいでしょうか。	現在設計中のため公表はできません。 維持管理費用については、建物の規模を踏まえ費用をご検討ください。
24	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	想定収入を下回ったロスシェアは全額、行政負担のご検討は可能でしょうか。	実施方針「1.1(12)事業者による運営の結果生じる収益等の帰属」に記載の通り、一定の範囲内であれば事業者負担とし、それを超える部分については一定の割合等を定めて国が負担する予定です。 なお、開業後5年以内に、国と事業者が協議を行い、導入を検討します。
25	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	参画の検討を行うにあたり、質問、意見書の回答時にプロフィットシェアの参考値(例えば想定収入の〇〇%以上になった場合など)をお示しいただけますでしょうか。	募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
26	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィットシェア・ロスシェアは運営開始6年目以降に実施する理解でよろしいでしょうか。	実施方針「1.1(12)事業者による運営の結果生じる収益等の帰属」に記載するとおり、開業後5年以内に、国と事業者との協議により導入を検討します。
27	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィット・ロスシェアリングについて、開業後5年以内に協議を行い導入を検討する、とありますが事業期間30年間以上の当初5年間のみでの検討は短いと考えます。事業期間中都度協議に応じていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
28	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィット・ロスシェアリングについて、黒字側と赤字側の割合は同じ割合になるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
29	5	1	1.1	(14)	b)			b)更新投資の取り扱い	事業者の保有資産となる更新投資について、事業終了時に残存価値がある場合、簿価等で国による買取は可能でしょうか	実施方針「1.1(14)更新投資の取扱い」に記載するとおり、事業者の保有資産については、国での買取りは行いません。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
30	6	1	1.1	(16)	b)			b)事業者の資産等	事業期間中に事業者が投資した資産について、運営権存続期間が終了した場合、国による残存簿価での買取など条件付加のご検討をお願いいたします。	実施方針「1.1(14)更新投資の取扱い」に記載するとおり、事業者の保有資産については、国での買取りは行いません。 また、国の指定する第三者への引き渡しに際しても、国の指定する第三者と事業者との協議によるものであり、国としては関与しません。
31	9	2	2.2	(14)				実施契約書(案)の修正	『実施契約書(案)の修正には、原則として応じない』とありますが、競争的対話等により協議の機会を設けて頂き、議事録等によって実施契約書を補完していただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表以降の対話は予定しておりませんが、質疑回答の機会を設ける予定です。
32	10	2	2.3	(2)		キ		アドバイザー業務	アドバイザー業務に関わっている法人名又はその子会社名をご教示願います。	募集要項等公表時に募集要項で示します。
33	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	「維持管理業務を実施する者は、次のアからエの要件を満たすこと。」とありますが、アからウででしょうか。	お見込みのとおりです。 実施方針を修正します。 なお、維持管理業務を行う上で必須となる資格はありませんので、あわせて実施方針を修正します。
34	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	調整マネジメント業務(維持管理)のみを実施する者は、アからエの要件を満たす必要は無いとのことですが、SPCには調整マネジメント業務を行うものだけを設置し、P2にある「建築物点検保守管理業務」～「設備等更新業務」を行う者は、委託事業者としてSPCの外に設置することは問題無いでしょうか。	主たる業務となる「料金徴取業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。
35	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	P2にある「建築物点検保守管理業務」～「設備等更新業務」を行う者は、委託事業者としてSPCの外に設置する場合、その委託事業者を提案時点で明確にしておく必要性はありますでしょうか。	SPCを設立する場合は、SPCから応募企業、構成企業又は協力企業に委託するものとし、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名を明確にしてください。 また、応募企業、構成企業又は協力企業から応募者以外の企業へ再委託する場合、提案時点において再委託先をできる限り明確にしてください。
36	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	アからエの要件を満たす必要があるのは、P2にある「建築物点検保守管理業務」～「設備等更新業務」を具体的にを行う者という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	駐車場の実績を求める理由をご教授ください。	本事業では、ターミナル内の車両の発着や停留の管理、車路の点検や交通事故復旧等を行っていただく必要があるため、駐車場に係る維持管理業務の実績のある企業も要件としています。
38	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	構成企業または協力企業以外にSPCから業務を委託することは可能でしょうか。	主たる業務となる「料金徴取業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。
39	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	既に事業期間が終了した駐車場PFI事業の取組み実績(維持管理)は、対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
40	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の維持管理実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む複合施設や空港ターミナルビル等も対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
41	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	各運営業務を直接行わない者は、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者に該当するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	調整マネジメント業務とは統括管理責任者が実施する業務でしょうか。具体的にどのような内容をご教示ください。	調整マネジメント業務とは、要求水準書(案)「3.1.4本事業の調整に関する事項」に示す内容であり、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフが実施する業務となります。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
43	11	2	2.3	(2)	b)	ア		b)運営に携わる企業	ア参加資格について、「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績とは具体的にどのような業務が該当するのでしょうか。	バスターミナル若しくは駐車場において運行管理業務、料金徴収業務、安全管理業務、利用者対応業務等に関連する業務が該当します。
44	11	2	2.3	(2)	b)	イ		b)運営に携わる企業	イ参加資格について、運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有することとありますが、具体的な許可名、資格名をご教示頂けますでしょうか。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
45	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者は、アからウの要件を満たす必要は無いとのことですが、SPCには調整マネジメント業務を行うものだけを設置し、P2にある「運行管理業務」～「危機管理対応業務」を行う者は、委託事業者としてSPCの外に設置することは問題無いでしょうか。	主たる業務となる「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。
46	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	P2にある「運行管理業務」～「危機管理対応業務」を行う者は、委託事業者としSPCの外に設置する場合、その委託事業者を提案時点でどの程度明確にしておく必要性はありますでしょうか。(2.3(1)エにも関連)	応募者以外の企業へ業務の一部を再委託する場合、提案時点において再委託先をできる限り明確にしてください。また、No.45も参照してください。
47	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	既に事業期間が終了した駐車場PFI事業の取組み実績(運営業務)は、対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
48	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、その各社は自身が担当する運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有していればよい、という理解でよろしいでしょうか。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
49	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	P2にある「運行管理業務」～「その他関連業務」を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)がそれぞれ何かご教授ください。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
50	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	「運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること」とありますが、提案時点で有していないといけないものは何かご教授ください。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
51	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の運営実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む空港施設の運営事業(PFIコンセッション事業)を行うSPCへの出資実績は、対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
52	12	3	3.1	(4)				事業者の責任の履行の確保に関する事項	事業者に加入を義務付ける保険の想定がある場合はご教示願います。	募集要項等公表時に実施契約書(案)で示します。
53	16	8	8.2					今後のスケジュール(予定)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表から提案書の提出までの期間が1カ月しかなく、こちらは猶予をつけるまたは変更は可能でしょうか。	募集要項等公表時に募集要項で提案書の提出日を示します。

実施方針に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	2	1	1.1	(6)	a)			建物②⑦のA・B工事	特定車両停留施設のA・B工事は国がECI事業で設計・施工するとあります。実施方針13ページ4.2表2では、特定車両停留施設は①③④⑤⑥のみであり②⑦は該当しませんが、②⑦も国にてA・B工事を実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、特定車両停留施設には②⑦も含まれます。
2	2	1	1.1	(6)	a)			B・C工事の取扱い	事業者の費用負担となるB・C工事の所有権の取扱いについてご教示をお願いします(事業者が事業期間を通して保有するのか、国に所有権が移転するのか、その場合どのタイミングで所有権が移転するのか、等)。	実施方針「1.1.(6)a開業準備」に記載のとおり、B工事は国が実施します。 実施方針「1.1(14)更新投資の取扱い」に記載のとおり、特定車両停留施設との一体性が認められる対象については、運営権設定対象施設に含まれ、投資完了後に国の保有資産とし、運営権の効果が及ぶものとします。 それ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産とします。
3	2	1	1.1	(6)	b)			大規模修繕の実施時期	運営権存続期間が30年間であることから、運営権存続期間中に大規模修繕を実施する可能性は非常に高いと考えられます。大規模修繕費は国負担と理解していますが、大規模修繕の実施時期や実施範囲は、事業者の意見を踏まえ、国と事業者との協議の上決定されると考えていてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	3	1	1.1	(6)	c)			利便増進事業の実施範囲	「自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる」とありますが、事業収支等を踏まえて、賑わい施設を部分的に設置しないことを含め、事業者側の提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別添資料2、3ページで利便機能として指定されている施設では利便増進事業を実施してください。
5	4	1	1.1	(10)				事業者の収入	利用料金の具体的な設定方法	実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
6	4	1	1.1	(10)	a)			スケジュール (供用開始日)	「実施契約締結後、供用開始前までに……」と記載がありますが、実施契約締結日と供用開始日との関係をご教示願います。また、供用開始日はどのように決定されるのかご教示願います。	実施契約締結日の翌日以降で、運營業務の実施が可能となった日が供用開始日となります。
7	4			(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	新規バス会社や路線の誘致にあたり停留料の値引き設定は可能でしょうか。	停留料金の割引は可能ですが、事業者において、実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、運營業務を圧迫しない範囲で、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
8	4			(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料の設定可能範囲について、バス運行事業者への参考意見聴取等はされておりますでしょうか。	近鉄四日市駅周辺における現状のバス運用事業形態については参考意見を聴取しています。
9	4	1	1.1	(10)	a)			a)停留料金の設定および収受	停留料金の設定について、記載の条件を充足する範囲内というのは、何円～何円の範囲となるでしょうか。事業者が、条件に抵触しないと判断し料金設定し、受託した後に条件に反となった場合、事業の遂行が困難となるため、目安をご教示いただければと存じます。	停留料金の上限や下限の目安等はありませんが、実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
10	4	1	1.1	(11)				サービス購入料	本事業全体における、サービス購入料の対象範囲と、事業者負担の範囲をご教示ください。 (例:運營業務のうち主催業務・誘致業務・デジタル化対応業務は「事業者の負担により行う」と記載があるが、サービス購入料の対象範囲かどうか 例:開業準備業務のうちC工事以外の供用開始に向けた準備業務についてサービス購入料の対象範囲かどうか等)	サービス購入料は、実施方針1.1(11) 図3に記載の通り、維持管理費・運営費による支出と賑わい施設等の収入の差になります。 なお、開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用については、サービス購入料の対象とはなりませんので、事業者の負担とします。
11	4	1	1.1	(11)				サービス購入料と占用料	事業者は国へ占用料を納付し、国は事業者へサービス購入料を支払うスキームではなく、事業者が提案するサービス購入料は占用料分を減額した金額で提案するスキームとして頂くようお願いします。	占用料は0円となります。 このため、提案いただくサービス購入料は占用料を考慮しない形で提案いただく予定です。
12	4	1	1.1	(11)				サービス購入料の算定について	「図 サービス購入料の構成のイメージ」では支出として、運営費と維持管理費が記載されておりますが、開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用やSPCとしての利益等も、サービス購入料の算定に用いることは問題無いという理解でよろしいでしょうか。	SPCの利益は、運営費及び維持管理費に含むものとします。 開業準備費用や利便増進事業に関する費用、更新投資費用については、事業者自らの負担により実施してください。
13	5	1	1.1	(12)				プロフィット・ロスシェア	本事業において、なぜプロフィット・ロスシェアが導入されることになったのかの経緯等について、可能な範囲でご教示願います。	「PPP／PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）(2(3)ii)④)」において、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、プロフィット・ロスシェアリング条項の導入等、公共施設等運営事業等に係る官民のリスク分担の新たな手法の導入を検討することとされています。 これを踏まえ、本事業でもプロフィット・ロスシェアリングの導入を想定してます。

実施方針に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
14	5	1	1.1	(12)				プロフィット・ロスシェア	「開業後5年以内に……導入を検討する」とありますが、導入しない可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	5	1	1.1	(12)				プロフィット・ロスシェア	本事業はトラックレコードが無いことから、プロフィット・ロスシェアの導入に必要となる収入予測が困難です。そのため、トラックレコードを取得する期間での赤字補填を検討いただけますでしょうか。また、プロフィット・ロスシェアを実施する場合、各年度の目標収入は、毎年度又は一定期間毎に改定可能として頂くようお願いします。	ご意見を踏まえ、募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
16	5	1	1.1	(12)				プロフィット・ロスシェア	プロフィット・ロスシェア発動時について、現時点でのお考えはいずれかになりますでしょうか。 ①プロフィット・ロスシェアをサービス購入料の減額/増額によって処理 ②サービス購入料は一定のまま、別途プロフィット・ロスシェアの支払/補填を処理	「②サービス購入料は一定のまま、別途プロフィット・ロスシェアの支払/補填を処理」を想定しておりますが、詳細は募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
17	5	1	1.1	(12)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィット・ロスシェアリングについて、開業後5年以内に協議を行い導入を検討する、とありますが事業期間30年間以上の当初5年間のみでの検討は短いと考えます。事業期間中都度協議に応じていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、募集要項等公表時に募集要項及び実施契約(案)で示します。
18	6	1	1.1	(16)	b)			B・C工事の取扱い	運営権対象施設である特定車両停留施設および便利施設のB・C工事の内装造作物が事業期間を通じて所有権が帰属する場合、事業終了時どのように取り扱われるのでしょうか(発注者または次期事業者が買い取る等)。	B工事は国が実施します。 実施方針「1.1(14)更新投資の取り扱い」に記載のとおり、更新投資によって修繕され、又は新たに設けられた部分で、特定車両停留施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に国の保有資産なり、とそれ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産として撤去する必要があります。
19	9	2	2.2	(12)				SPCの設立等	グループ構成員の資格について確認	実施方針「2.3(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格」に記載のとおりです。 なお、「2.3(3)各業務に携わる企業に求める要件」に記載の維持管理業務及び運営業務を行う上で必須となる資格については、実施方針を修正します。
20	9	2	2.3	(1)		エ		応募者の構成	応募グループの構成企業と協力企業の考え方について	実施方針2.3(1)に記載のとおり、応募グループを構成する企業のうち、SPCに出資する企業を「構成企業」とし、SPCに出資しない企業を「協力企業」とします。
21	10	2	2.3	(1)		エ		業務の再委託	構成企業が携わる業務について、再委託することは可能という理解でよろしいでしょうか。また、再委託が可能な場合、再委託先は優先交渉権獲得後に決定する形で問題ございませんか。	主たる業務となる「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。 なお、応募者以外の企業へ再委託する場合、提案時点において再委託先をできる限り明確にしてください。
22	10	2	2.3	(2)		カ		応募企業、構成企業に共通の参加資格	『「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者』とあるが、構成企業すべてが、この資格を有する必要があるのか。	実施方針「2.3.(2)カ」に示すとおり、「バスターミナル若しくは駐車場」の「維持管理実績若しくは運営実績」を有すれば、『「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者』である必要はありません。
23	10	2	2.3	(3)				企業に求める要件(維持管理業務)	『「バスターミナル若しくは駐車場」の維持管理実績を有する者』とありますが、維持管理を行った『駐車場』の規模要件や実施時期の要件等は特にないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	10	2	2.3	(3)				企業に求める要件(維持管理業務)	『維持管理業務を実施するのに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること』とありますが、具体的にどのような許可、登録、認定が必要なのかご教示願います。	維持管理業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
25	10	2	2.3	(3)				企業に求める要件(運営業務)	『「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績を有する者』とありますが、『駐車場』の『運営』とは月極駐車場の経営や、コインパーキングの経営も含まれると理解してよろしいでしょうか。『運営』の定義をご教示願います。	『駐車場』の『運営』とは、月極駐車場やコインパーキングの経営も含みます。
26	10	2	2.3	(3)				企業に求める要件(運営業務)	『「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績を有する者』とありますが、運営を行った『駐車場』の規模要件や実施時期の要件等は特にないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	10	2	2.3	(3)				企業に求める要件(運営業務)	『運営業務を実施するのに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること』とありますが、具体的にどのような許可、登録、認定が必要なのかご教示願います。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。

実施方針に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
28	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	調整マネジメント業務(維持管理)のみを実施する者は、アからエの要件を満たす必要は無いとのことですが、SPCには調整マネジメント業務を行うものだけを設置し、P2にある「建築物点検保守管理業務」～「設備等更新業務」を行う者は、委託事業者としてSPCの外に設置することは問題無いでしょうか。	主たる業務となる「料金徴取業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。
29	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	既に事業期間が終了した駐車場PFI事業の取組み実績(維持管理)は、対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
30	10	2	2.3	(3)				維持管理業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の維持管理実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む複合施設や空港ターミナルビル等も対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
31	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	各運営業務を直接行わない者は、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者に該当するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	調整マネジメント業務とは統括管理責任者が実施する業務でしょうか。具体的にどのような内容かご教示ください。	調整マネジメント業務とは、要求水準書(案)「3.1.4本事業の調整に関する事項」に示す内容であり、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフが実施する業務となります。
33	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	ア参加資格について、「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績とは具体的にどのような業務が該当するのでしょうか。	バスターミナル若しくは駐車場において運行管理業務、料金徴収業務、安全管理業務、利用者対応業務等に関連する業務が該当します。
34	11	2	2.3	(2)	b)			b)運営に携わる企業	イ参加資格について、運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有することとありますが、具体的な許可名、資格名をご教示頂けますでしょうか。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
35	11	2	2.3	(3)	b)			運営業務に携わる企業	『ア、「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績を有する者であること』とあるが、構成企業もその実績を有する必要があるか。	実施方針「2.3b)運営業務に携わる企業」に示す通り、構成企業が運営業務に携わる場合には実績が必要ですが、協力企業が運営業務を実施する場合には、構成企業は必ずしも実績を有する必要はありません。
36	11	2	2.3	(3)				企業に求める要件(利便増進事業に携わる企業)	『利便増進事業を実施する者』とは、直接レストラン等を運営する企業でなく、テナントをマネジメント・誘致する企業という理解で問題ないでしょうか。 『利便増進事業を実施する者』が、直接レストラン等を運営する企業の場合、『2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格』の力の要件を満たすことは困難と考えます。	お見込みのとおりです。
37	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、その各社は自身が担当する運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有していればよい、という理解でよろしいでしょうか。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
38	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	P2にある「運行管理業務」～「その他関連業務」を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)がそれぞれ何かご教授ください。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
39	11	2	2.3	(3)				運営業務に携わる企業に求める要件	「バスターミナル(略)の運営実績を有する者であること」とありますが、バスターミナル専用施設ではなく、バス乗降所を含む空港施設の運営事業(PFIコンセッション事業)を行うSPCへの出資実績は、対象実績に含まれますでしょうか。	含まれます。
40	16	8	8.2					今後のスケジュール(予定)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表から提案書の提出までの期間が1カ月しかなく、こちらは猶予をつけるまたは変更は可能でしょうか。	募集要項等公表時に募集要項で提案書の提出日を示します。
41								用語の定義 (バス運行事業者)	バス運行事業者は、必ずしもバス事業者である必要がないという理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
42								用語の定義 (バス事業者)	バス事業者は、応募企業・構成企業又は協力企業でなくともよいという理解でよろしいでしょうか。また、バス事業者はテナントとして入居することが必須となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
43								用語の定義 (賑わい施設事業者)	賑わい施設事業者は、応募企業・構成企業又は協力企業でなくともよいという理解でよろしいでしょうか。また、賑わい施設事業者はテナントとして入居することが必須となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
44								市の立場の確認	実施方針等にて、各所に市に関する記載がございますが、本事業において市はどのように関与するのか、立場を明確にさせていただきたく存じます。	市は中央通り再編基本計画の策定主体として、中央通り全体で調整を行う立場として関与します。その他、許可権者として必要な許認可を行います。

実施方針に関する意見への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	意見内容	回答
1	4	1	1.1	(10)	a)			事業者の収入	a)に関して、一般路線バスが乗り入れることを踏まえ、一般路線バスの停留に関しては年間定額制など弾力的な停留料金の設定が可能となるように配慮願いたい。	実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう停留料金を設定してください。
2	4	1	1.1	(11)				サービス購入料の上限額について	サービス購入料の上限額をご提示頂くにあたり、想定 of 収入や支出についても合わせてご提示をお願いします。 また合わせてその根拠となる停留料金やテナント賃料想定等についてもご提示をお願いいたします。	想定 of 収入や支出、テナント賃料については、各種条件より事業者で算定ください。 現状の停留料金に関する資料は募集要項公表時に守秘義務資料として貸与します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	用語の定義			用語の定義 (イメージ図)				特定車両停留施設の区域	用語の定義(イメージ図)に特定車両停留施設の区域が着色されていますが、図が小さく着色が薄いため、区域の判別が困難です。より明確に記載された資料の開示をお願いいたします。	修正後の実施方針の「■用語の定義(イメージ図)」において示しています。
2	22	6	1	2		③		基本方針	「利便増進事業における飲食・物販施設(店舗)の運営等に際しては、「中央通り再編関係者調整会議」に参画する商店街関係者と調整を図ること」とありますが、現時点で出店が難しい業種がございましたらご教示をお願いいたします。	現時点で出店が難しい業種の指定はありませんが、飲食・物販施設(店舗)の提案については、周辺地域の状況に配慮した内容としてください。 また、要求水準書(案)「7.1 基本的な考え方」の内容を順守してください。
3	13								サイネージやロッカー等の所有権は事業者に帰属する理解でよろしいでしょうか	デジタルサイネージは国が整備するため国に帰属しますが、事業者の負担で増設することは可能です。 また、ロッカーの所有権は事業者に帰属します。
4	25								主催業務にあたり出店者からの占用料徴収、占用料設定等は事業者の裁量で自由に実施してよろしいでしょうか。	実施方針「1.1(10)事業者の収入」に示すとおり、自らの経営判断により、各種条件に抵触しないよう料金を設定してください。 なお、国が徴収する占用料は0円となります。
5	25								高速バス等の誘致にあたりバス運行事業者との意見調整等が必要になった場合、要求水準に基づく対応として国にて仲介や交渉支援をいただくことは可能でしょうか	影響するバス事業者間の協議・調整については、事業者が主体となります。なお、必要に応じてその協議の場に国も参加します。
6	25	6	2.5					主催業務	マーケットの開催などで出展料を徴収することは可能か	事業者が徴収することは可能です。
7	25	6	6.2	6.2.7				AIセンサー等の維持管理費	『AIセンサー等の設置は国とし、運営は事業者負担により行うこと』とあります。AIセンサー等の設置費は国負担であり、維持管理費は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。事業者負担の場合、維持管理費を収支計画上どの程度想定しておく必要があるのかご教示願います。	AIセンサー等の設置費及び維持管理費は、お見込みのとおりです。 AIセンター等は通常のバスターミナルで設置されるカメラを想定しております。 事業者の負担で増設することは可能です。 維持管理費はカメラや状況把握のためのシステム機器に関する費用を想定ください。
8	27								利便施設や任意事業の運営にあたり国へ支払う占用料については定期的に見直し可能でしょうか	占用料は0円となります。
9	27	7	7.2					利便施設の運営	施設を第三者(テナント等)に転貸することは問題ないか。	問題ありません。

要求水準書(案)に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	4	2	2.4					スケジュール (実施契約締結日)	2.5.1c)より、ECI事業の施行期間は令和8(2026)年3月末まで予定されています。実施契約締結日は令和8(2026)年3月末のECI事業終了後に、事業者の内装整備が完了した後に締結するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「2.4事業期間」に示すとおり内装整備が完了し、入居が可能となる日以降で締結を行います。
2	6	1	2			③		基本方針	「利便増進事業における飲食・物販施設(店舗)の運営等に際しては、「中央通り再編関係者調整会議」に参画する商店街関係者と調整を図ること」とありますが、現時点で出店が難しい業種がございましたらご教示をお願いいたします。(質問書と共通)	現時点で出店が難しい業種の指定はありませんが、飲食・物販施設(店舗)の提案については、周辺地域の状況に配慮した内容としてください。 また、要求水準書(案)「7.1 基本的な考え方」の内容を順守してください。
3	8	2	2.6				表3	運営権設定対象施設に関する事項	公衆Wi-Fi、無線APIは国または事業者のどちらの整備になるのか	要求水準書「2.6運営権設定対象施設に関する事項 表3」に示すとおり、公共無線LANは公共側で整備を予定しています。
4	8	2	2.6				表4	事業範囲 (運営権設定対象施設)	運営権設定対象施設について、用語の定義では『特定車両停留施設内の全ての施設が運営権設定対象施設となる』と記載があります。一方、2.6 表4ではバスシェルター等の特定車両停留施設が、本事業の対象外施設として運営権設定対象施設から除外されています。 2.6 表4記載の施設は、運営権設定対象施設から除外されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 修正後の実施方針及び要求水準書(案)で示しています。
5	8	2	2.6				表4	事業範囲 (ゲートウェイ施設)	ゲートウェイ施設(道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)は、市又は観光協会が運営するという理解でよろしいでしょうか。施設内容を考慮すると、それ相応のサービス購入料の受領が無い限り事業者での運営は困難と考えております。	ゲートウェイ施設は事業者で利便増進事業の施設として運営してください。 地域交流を踏まえながら利便施設を運用してください。
6	8	2	2.6				表4	事業範囲 (本事業の対象外施設の維持管理)	表4記載の本事業の対象外施設は運営権設定対象施設ではないため、維持管理業務の実施は一切不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	8	2	2.6				表3	コインロッカーの占用料	コインロッカーは特定車両停留施設であり利便施設ではないことから、国へ占有料を納付する必要はないという理解でよろしいでしょうか。また、コインロッカー利用料収入は事業者に帰属する収入であり、利用料の設定は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	13								サイネージやロッカー等の所有権は事業者に帰属する理解でよろしいでしょうか(質問書と共通)	デジタルサイネージは国が整備するため国に帰属しますが、事業者の負担で増設することは可能です。 また、ロッカーの所有権は事業者に帰属します。
9	19	5	5.2	5.2.6				人員配置 (有人警備)	警備の責任者は常駐を必要としないとありますが、警備員も常駐を必要とせずに、配置する人員・時間等は事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「添付資料6 特定車両停留施設 開業時間・警備箇所対応図」において示す、西島と商店街との横断箇所への警備員配置は午前7時～8時半及び午後16時～20時、朝ラッシュ時間帯の乗客整理員を最低限とし、各人員の配置を提案してください。 その他は特定車両停留施設全体の安全面は各建物の開業時間を考慮し、事業者より提案してください。
10	20	5		5.2.9				経常修繕業務	特定車両停留施設の性能を維持するために必要となる修繕の範囲を確認したい	要求水準書(案)「2.6運営権設定対象施設に関する事項 表3」に示す施設全てとなります。
11	23	6	6.2	6.2.1				運行管理業務	運行管理業務での『運行ダイヤの調整』について、具体的な調整内容としてはどのようなものを想定されていますでしょうか。	要求水準書(案)「6.2.1(1)運行ダイヤの調整」に示すとおりです。 具体的には、複数のバス事業者間で同じバースの利用が重複する場合、発着バースの位置のほか、運行ダイヤを含め調整を行う等の内容となります。
12	23	6	6.2	6.2.2				停留料金	停留料金は①②の規定に従ったものであるかぎり、事業者が自由に設定可能であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	23	6	6.2	6.2.2				停留料金	停留料金について、現状の停留料金及び貴局のバス運行事業者への停留料金に関するヒアリング結果(バス運行事業者の支払い可能停留料金等)を守秘義務資料等でご開示願います。 事業者がバス運行事業者へ停留料金について個別にヒアリングすることも実質的に可能です が、バス運行事業者が回答を拒絶したり、他のコンソーシアムに所属した場合、回答を得ることができないため、本事業の事業収支を検討することが非常に困難となります。	現状の停留料金に関する資料は募集要項公表時に守秘義務資料として貸与します。

要求水準書(案)に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
14	24	6	6.2	6.2.3				人員配置 (乗換案内スタッフ)	乗換案内スタッフを配置する時間は事業者提案によると考えていてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「6.2.3(1)④」に基づく乗換案内スタッフはバリアフリー法を踏まえ、バス運行時間中は配置してください。
15	25								高速バス等の誘致にあたりバス運行事業者との意見調整等が必要になった場合、要求水準に基づく対応として国にて仲介や交渉支援をいただくことは可能でしょうか(質問書と共通)	影響するバス事業者間の協議・調整については、事業者が主体となります。なお、必要に応じてその協議の場に国も参加します。
16	25	6		6.2.6				誘致業務	貸し切りバスの停留に係る考え方について	実施方針「1.1(13)特定車両停留施設に停留できる車両の種類(予定)」以外の貸し切りバスは特定車両としての指定予定はなく、特定車両停留施設として指定された区域への乗り入れは制限されます。
17	26	6		6.2.9				バス便・タクシーの移行調整業務	会議の設置者は誰になるのか	バスターミナルを運営する事業者が主体となってください。
18	27								利便施設や任意事業の運営にあたり国へ支払う占用料については定期的に見直し可能でしょうか	占用料は0円となります。
19									地元のバス事業者との対話において、新規路線に対する許容に関し、迎え入れても良いなど、意見はあるのか。	近鉄四日市駅前の3つのバス乗降場をまとめたバスタとすることについて、地元のバス運行事業者は、複数社乗り入れのため、ダイヤ調整が必要なことを理解していると考えています。そのため、新規路線の参入は問題ありません。

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	意見内容	回答
1	18	5	2.1		b)			要求水準	保守点検の頻度仕様は事業者の裁量により決定できるよう、性能発注をお願いします、	保守点検の頻度等については、性能発注を前提として要求水準書(案)に記載しています。

別紙1に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	2		16					リスク分担表 事業計画の変更リスク	『市に起因する事業計画の変更』に関して、負担者として事業者が『△』となっています。市に起因する事業計画の変更は事業者側で制御できる事項ではないため、事業者の負担は無くして頂くようお願いします。	「実施方針 別紙1 リスク分担表」に記載のとおり、国と事業者で協議に基づき対応することを基本とし、詳細は募集要項等公表時に実施契約書(案)で示します。
2	2		17					リスク分担表 関連する建設工事に関する 増加費用に対するリスク	『市が本事業に関して別途発注する工事に起因する遅延に伴う増加費用』に関して、負担者として事業者が『△』となっています。市に起因する増加費用は事業者側で制御できる事項ではないため、事業者の負担は無くして頂くようお願いします。 また、『市が本事業に関して別途発注する工事』とは、具体的にどの工事を指しますでしょうか。	「実施方針 別紙1 リスク分担表」に記載のとおり、国と事業者で協議に基づき対応することを基本とし、詳細は募集要項等公表時に実施契約書(案)で示します。 なお、『市が本事業に関して別途発注する工事』とは、市が実施する近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事のことを指します。
3	4		24					リスク分担表 物価上昇リスク	賃金水準及び物価水準の指標は募集要項等公表時に明確にお示し頂くか、事業者側から提案に基づき定めることができるようお願いいたします。また、国と事業者との負担の算定方法もお示し願います。	詳細は募集要項等公表時に募集要項及び実施契約書(案)で示します。

別紙1に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1	1		8					リスク分担表 税制変更リスク	「本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更」とは、どの程度の変更を想定されているのかご教示願います。	事業期間中の新たな税制の創設・変更等により、その増加費用の発生防止対策を事業者が講じることが合理的に期待できなかった場合を想定しています。 詳細は募集要項公表時に実施契約書(案)で示します。
2	1		10					リスク分担表 不可抗力リスク	備考に『本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。』とありますが、これは事業者側からも解除できるという理解でよろしいでしょうか。	事業者側から契約解除できるのは、「発注者の責めに帰すべき事由により、本事業の実施が著しく困難になった場合」のみとします。 詳細は募集要項公表時に実施契約書(案)で示します。
3	2		12					リスク分担表 許認可取得遅延リスク	『事業者以外で本ターミナルに入居する運営者』とは具体的には誰を想定されているのかご教示願います。	現時点では四日市市観光協会を想定しています。
4	2		13					リスク分担表 知的財産権侵害リスク	文末が切れているため、修正版をご提示ください。	実施方針を修正します。
5	2		16					リスク分担表 事業計画の変更リスク	『事業者以外の国・市による本ターミナル入居者』は具体的には誰を想定されているのかご教示願います。	現時点では四日市市観光協会を想定しています。
6	3		21					施設の損傷リスク	「上記いずれの責めにも帰さない事由による本施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く)」については国と事業者双方で負担とあるが、分担の考え方はあるか。都度協議で決まるということか。	分担については、国と事業者の協議により決定します。
7	4		25					リスク分担表 需要変動リスク	「市のデッキ事業」とは何を指しているのか具体的にご教示願います。	四日市市が実施する、近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事における円形デッキ等、近隣で市が整備するデッキ全ての整備を指します。
8	4		27					リスク分担表 競合施設設置リスク	『近隣バスターミナルの設置』とありますが、現時点において近隣にバスターミナルを設置する計画が存在するのかご教示願います。	現時点で近隣にバスターミナルを設置する計画はありません。

添付資料2に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								建物⑦	建物⑦の情報提供施設は、要求水準書(案)8ページ表5⑦のゲートウェイ施設であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2								建物⑦	建物⑦の情報提供施設は建物①と同様に市又は観光協会が運営する施設という理解でよろしいでしょうか。	事業者にて運営を行ってください。
3								近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等(近鉄四日市駅バスターミナルの動線計画)	路線バスの折り返し待機所についてはどの部分で取り廻すことをそうていしていますでしょうか。	路線バスの折り返し待機所については、中央通り再編基本計画「第2章2-2-Ⅲ. 歩行者動線・各種車両動線の設定 バス・タクシー動線」「第2章2-2-V. 交通施設配置」において、西広場が路線バスの待機所として公表されています。

添付資料2に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								建物②⑦の面積	建物②は交通機能と利便機能の色分け、建物⑦は公益機能と利便機能の色分けが、グラデーションになっており、面積割合が未定なものと理解しています。これらは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	建物②及び建物⑦は原則利便施設として活用し、交通機能・公益機能を付加してください。
2								施設整備について	収益施設について、小規模の建物が複数配置された設計となっており、収益性を考慮すると賑わい施設は駅側への集約が望ましいとの認識をしております。事業者からのECI事業への関与として、上記のような協議は可能でしょうか。 加えて、本事業は事業期間が30年と長期であり、民間事業者の創意工夫を最大化するには、施設設計・施工と運営を一体的に行うBT+コンセッション方式が望ましいと考えます。その点についても意見交換をお願いいたします。	交通・公益機能の役割を侵さない範囲で協議に応じます。 なお、発注方式についてはマーケットサウンディング調査等を踏まえて決定しており、変更の予定はありません。

添付資料4に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								工事区分表(ア:賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物)	TV設備のB工事は発生しないか。	TV設備のB工事はないと考えていますが、事業者提案により必要が生じた場合は、費用負担を含め、協議に応じます。

添付資料6に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								有人チケット販売及び案内所	建物番号③は有人チケット販売となっていますが、チケット販売は無人販売とし、利用者案内・対応として乗換案内スタッフ1名以上を案内所に配置することで対応可能と考えていてよろしいでしょうか。	有人でのチケット販売を基本とします。 ただし、有人チケット販売と同等以上の利用者利便性が確保されることが出来る場合のみ、無人化に対する協議に応じます。 無人化の提案を行う場合は、「同等以上」となることが明確にわかるようにしてください。
2								有人チケット販売及び案内所の営業時間	建物番号③の有人チケット販売及び案内所における営業時間は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	有人チケット販売及び案内所の営業時間は、近鉄四日市駅周辺の現在のチケット販売所及び案内所の運営状況、バスの運行時間を踏まえ、それと同等以上の利用者利便性が確保できるよう提案してください。

添付資料6に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								人員配置 (横断歩道安全確保警備員 及び乗客整理員)	横断歩道安全確保警備員及び乗客整理員を配置する時間は、添付資料6を踏まえて事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 バス事業者及びバス運行事業者と調整の上、ご提案ください。
2								営業時間 (屋内待合)	屋内待合の営業時間は必ず午前4時から午前1時迄としなければならないという理解でよろしいでしょうか。それとも事業者提案によって変更も可能なのでしょうか(営業時間延長・短縮等)。	屋内待合の営業時間の変更は原則できません。
3								営業時間 (屋内待合)	トイレ(多目的トイレ)は24時間利用可能となっていますが、屋内待合の営業時間に合わせて利用可能時間を定めることは可能でしょうか。	トイレ(多目的トイレ)は24時間利用を原則とします。

添付資料9に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								維持管理・運営体制の参考図	体制図上の運営統括責任者について、運営統括をするにあたり資格や許可は必要でしょうか。	運営業務を行う上で必須となる資格はありませんので、実施方針を修正します。
2								維持管理・運営体制	「警備の責任者」「警備員」「乗客整理員」「横断歩道安全確保警備員」「バリアフリー法上必要となる乗換案内スタッフ」「窓口案内スタッフ」についてはSPC社内に所属せず、外注事業者として委託・設置でよろしいでしょうか。	主たる業務となる「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。 上記業務以外では応募者以外の企業へ再委託することも可能であるため、必ずしもSPC社内に所属する必要はありません。

添付資料9に関する質問への回答:対話

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								維持管理・運営体制	「警備の責任者」「警備員」「乗客整理員」「横断歩道安全確保警備員」「バリアフリー法上必要となる乗換案内スタッフ」「窓口案内スタッフ」についてはSPC社内に所属せず、外注事業者として委託・設置でよろしいでしょうか。	主たる業務となる「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供用約款の策定」を除き、再委託することは可能です。 上記業務以外では応募者以外の企業へ再委託することも可能であるため、必ずしもSPC社内に所属する必要はありません。

添付資料10に関する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目				項目等	質問内容	回答
1								デジタルサイネージの広告 掲出範囲	デジタル情報案内案内板(55インチ程度)は55インチのうち1/3程度が常時広告掲出が可能という 理解でよろしいでしょうか。 また、デジタル複合情報案内板(60インチ程度)の広告掲出可能な範囲をご教示願います。	A(55インチ程度)についてはお見込みのとおりです。 B(60インチ程度)は画面全体に掲出は可能ですが、画面の切り替えによる広告掲出を想定して います。